

陸前高田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

陸前高田市屋外広告物条例（平成31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(広告物等の滅失の届出) 第14条 、、、(略)</p> <p>(管理する者の設置) 第25条 、、、(略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、<u>建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u>その他規則で定める資格を有するものでなければならない。</p>	<p>(広告物等の滅失の届出) 第14条 、、、(略)</p> <p><u>(管理義務)</u></p> <p><u>第14条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、広告物等の劣化及び損傷の状況を確認し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p><u>(点検)</u></p> <p><u>第14条の3 広告物等の所有者若しくは占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、同項本文の広告物等が規則で定める規模等の広告物等であるときは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u>その他規則で定めるものに点検させなければならない。</p> <p>(管理する者の設置) 第25条 、、、(略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、<u>建築士法</u> <u>第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u>その他規則で定める資格を有するものでなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。